

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第24条第3項
処分の概要	職業訓練の認定の取消
法令の定め	職業能力開発促進法 第24条第3項
処分基準	<p>1 当該職業訓練が職業能力開発促進法施行規則第10条から第13条までに規定する職業訓練に該当する基準に適合しなくなった場合であり、かつ平成10年6月29日能発第160号労働省職業能力開発局長通達「職業訓練の訓練基準の運用について」および平成5年4月1日能発第91号労働省職業能力開発局長通達「事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定および職業能力開発短期大学校の設置承認」についての別添要領2の要件を欠くに至った場合。</p> <p>2 当該認定職業訓練を行わなくなった場合。</p> <p>3 当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなった場合。</p> <p>4 当該処分について考慮する通達</p> <p>(1) 昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達「新職業訓練法の施行について」第4 職業訓練の認定等について</p> <p>(2) 昭和60年10月1日能発第210号労働省職業能力開発局長通達「職業訓練法の一部を改正する法律の施行について」第4 認定職業訓練について</p> <p>(3) 平成5年4月1日能発第91号労働省職業能力開発局長通達「事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定および職業能力開発短期大学校の設置承認」別添要領第2 職業訓練を的確に実施する能力</p>
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)